

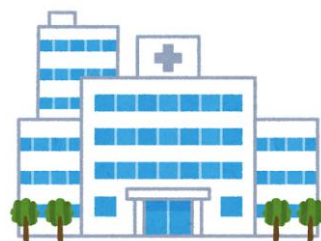
千歳市骨髓ドナー助成事業

千歳市では、令和7年4月1日以降に骨髓等(骨髓又は末梢血幹細胞)の提供を行ったドナーの方に助成金を交付します。

助成対象

次の全ての項目に該当する方が助成対象です。

- ① 骨髓等を提供した日（令和7年4月1日以降）において、千歳市の住民基本台帳に登録されている方
- ② 日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了した方（骨髓等の提供に関する最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止になった方を含みます。）
- ③ 骨髓等の提供に関する他の助成金等を受けていない方
- ④ 暴力団等と関係を有していない方



助成金額

骨髓等の提供のために必要な通院、入院及び面談に要した日数×1万円を助成します。

* 最大10日間、10万円を限度とします。

申請方法

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、千歳市保健福祉部健康づくり課まで提出してください。

申請期限は、医療機関での骨髓等の提供が完了した日（最終同意後に骨髓等の提供が中止となった場合においては中止となった日）の翌日から起算して1年以内



必要書類

- ① 千歳市骨髓ドナー助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ② 骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したこと（最終同意後に骨髓等の提供が中止となった場合においては、最終同意をしたこと）を証明する書類
- ③ 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など）
- ④ 振込先口座の通帳等の写し など

【問合せ先】

千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市保健福祉部 健康づくり課 健康企画係

TEL (0123) 24-0768 FAX (0123) 24-8418

市のホームページ

